

つちはし事務所通信

3

March
2012



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル 2F
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2012年3月1日

4月納付分より協会けんぽの保険料率が引き上げられます!

全国健康保険協会(協会けんぽ)は、平成24年度の保険料率の引き上げを決定しました。保険料率(都道府県単位)の引き上げは3年連続。今回の改定においては、上昇幅、改定後の率とも過去最高。半数を超える都道府県で10%台となります。適用は、平成24年3月分(4月納付分)からになります。

1 健康保険料率(都道府県単位保険料)

| | 変更前 | 変更後 | | 変更前 | 変更後 |
|------|-------|--------|------------|--------------|---------------|
| 北海道 | 9.60% | 10.12% | 滋賀県 | 9.48% | 9.97% |
| 青森県 | 9.51% | 10.00% | 京都府 | 9.50% | 9.98% |
| 岩手県 | 9.45% | 9.93% | 大阪府 | 9.56% | 10.06% |
| 宮城県 | 9.50% | 10.01% | 兵庫県 | 9.52% | 10.00% |
| 秋田県 | 9.54% | 10.02% | 奈良県 | 9.52% | 10.02% |
| 山形県 | 9.45% | 9.96% | 和歌山県 | 9.51% | 10.02% |
| 福島県 | 9.47% | 9.96% | 鳥取県 | 9.48% | 9.98% |
| 茨城県 | 9.44% | 9.93% | 島根県 | 9.51% | 10.00% |
| 栃木県 | 9.47% | 9.95% | 岡山県 | 9.55% | 10.06% |
| 群馬県 | 9.47% | 9.95% | 広島県 | 9.53% | 10.03% |
| 埼玉県 | 9.45% | 9.94% | 山口県 | 9.54% | 10.03% |
| 千葉県 | 9.44% | 9.93% | 徳島県 | 9.56% | 10.08% |
| 東京都 | 9.48% | 9.97% | 香川県 | 9.57% | 10.09% |
| 神奈川県 | 9.49% | 9.98% | 愛媛県 | 9.51% | 10.03% |
| 新潟県 | 9.43% | 9.90% | 高知県 | 9.55% | 10.04% |
| 富山県 | 9.44% | 9.93% | 福岡県 | 9.58% | 10.12% |
| 石川県 | 9.52% | 10.03% | 佐賀県 | 9.60% | 10.16% |
| 福井県 | 9.50% | 10.02% | 長崎県 | 9.53% | 10.06% |
| 山梨県 | 9.46% | 9.94% | 熊本県 | 9.55% | 10.07% |
| 長野県 | 9.39% | 9.85% | 大分県 | 9.57% | 10.08% |
| 岐阜県 | 9.50% | 9.99% | 宮崎県 | 9.50% | 10.01% |
| 静岡県 | 9.43% | 9.92% | 鹿児島県 | 9.51% | 10.03% |
| 愛知県 | 9.48% | 9.97% | 沖縄県 | 9.49% | 10.03% |
| 三重県 | 9.48% | 9.94% | | | |

2 介護保険料率

全国一律

変更前 1.51%

変更後 1.55%

保険料は、
標準報酬月額 × 上記の率になります。

40歳以上65歳未満の介護保険第2被保険者は
標準報酬月額 × (上記の率 + 1.55%) になります。

計算して出た保険料の額を労使折半で負担します。



最新情報

平成 24 年度の雇用保険料率：引き下げを正式に決定！

厚生労働省より、平成 24 年度の雇用保険料率が発表されました。

会社負担分も従業員負担分も去年より 0.1% ずつ引き下げられることが決定しました。

雇用保険料率

| 事業の種類 | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 |
|--------------------|---------------|-----|---------------|
| 一般の事業 | 1,000 分の 15.5 | 引下げ | 1,000 分の 13.5 |
| 農林水産業* 清酒の製造の事業 | 1,000 分の 17.5 | | 1,000 分の 15.5 |
| 建設の事業 | 1,000 分の 18.5 | | 1,000 分の 16.5 |

* 農林水産業のうち、季節的に休業し又は事業の規模が縮小することのない一定の事業（園芸サービスの事業、酪農、養鶏等の事業など）には、一般の事業の雇用保険料率を適用。

雇用保険料率の負担の内訳

| 事業の種類 | 内 訳 雇用保険料率 | 失業等給付に係る率 | | 二事業率 |
|--------------------|---------------|------------|----------------|--------------|
| | | 被保険者負担分 | 事業主負担分 | |
| 一般の事業 | 1,000 分の 13.5 | 1,000 分の 5 | 1,000 分の 5 | 1,000 分の 3.5 |
| | | | 計 1,000 分の 8.5 | |
| 農林水産業* 清酒の製造の事業 | 1,000 分の 15.5 | 1,000 分の 6 | 1,000 分の 6 | 1,000 分の 3.5 |
| | | | 計 1,000 分の 9.5 | |
| 建設の事業 | 1,000 分の 16.5 | 1,000 分の 6 | 1,000 分の 6 | 1,000 分の 4.5 |

雇用保険に関する保険料のうち、雇用保険二事業に充てる部分は、その全額を事業主が負担しています。

雇用保険二事業として、事業主に対する助成金等の支給が行われていますが、その財源は、基本的には、事業主の皆様方が負担している保険料なのです。

活用できる助成金等があるのなら、活用しないと損です！ ぜひ、つちはし事務所までご相談ください。

あとがき つちはし事務所より

今年も、3 月分からの健康保険料率と介護保険料率が大幅に(合わせて 0.56%)アップします。1 人あたりの保険料の上がり額は 30 万円の給与の人で月 840 円、会社の負担額も同額ですから 100 人規模の会社なら月額 84,000 円、年間約 100 万円の法定福利費の増額となります。ジワジワ上がる人件費。4 月に昇給の時期を迎える会社も多いでしょうが、昇給の際、社会保険料への影響を考えて標準報酬月額の見ながら額を決定するというのも、人件費抑制の 1 つのポイントとなります。やり方が分からない場合は、つちはし事務所までお問い合わせください。

4 月からは、雇用保険料率が少し(0.1%)下がります。3 月 4 月の給与計算時は、健康保険料、介護保険料、雇用保険料が変わりますので、ご注意ください。健康保険料と介護保険料については、当月控除の事業所は 3 月分給与から、翌月控除の事業所は 4 月分給与からの変更。雇用保険料についてはいずれも 4 月の給与からの変更です。

4 月から労災保険料率の変更もあります。こちらは事業主が全額負担ですので、給与計算には影響はありませんが、労働保険料の計算をする年度更新の際には、業種によって上がる業種下がる業種が出てきます。ご注意ください。